

規 約 集

平成29年度改訂版

日本アマチュア無線連盟 上越クラブ

目 次

1. 上越クラブ 規約
 - 第1章 総 則
 - 第2章 目的及び事業
 - 第3章 会 員
 - 第4章 組織および役員
 - 第5章 顧 問・相談役・会計監査
 - 第6章 会 議
 - 第7章 資産及び会計
 - 第8章 表 彰
 - 第9章 補 則

2. 役員選出規定
 - 第1章 総 則
 - 第2章 選挙管理委員
 - 第3章 役員選考委員
 - 第4章 補 則

3. 会費規定

4. 表彰規定
[表彰規定内規]

上越アマチュア無線クラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、日本アマチュア無線連盟「上越クラブ」と称し、「JARL上越クラブ」または「上越アマチュア無線クラブ」と略称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、上越市春日山町 2-9-41 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本クラブは、営利のためでなく、上越地方におけるアマチュア無線の進歩発展を図り、上越地方におけるアマチュア無線家及び愛好家の友好を増進し、併せて技術の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- ① 上越地方のアマチュア無線家及び愛好家を代表し、JARL本部、JARL新潟県支部及び他登録クラブとの連帯
- ② 機関紙の発行
- ③ アワード「天と地と」の発行
- ④ 災害時の非常通信活動及びその為の訓練
- ⑤ 移動運用、公開実験及び講習会、研究会
- ⑥ その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 会 員

(会員の種別と資格)

第6条 会員の種別は、別に定める「会費規定」による。

第7条 会員は、上越地方在住の無線従事者の有資格者であることを原則とするが、他地域のアマチュア無線の愛好家であって、本クラブの規約に賛同する者も含むことが出来る。

(入 会)

第8条 本クラブの会員と成ることを希望する者は、本クラブの所定の入会申込書を会長まで提出しなければならない。提出時点をもって、会員として取り扱う。

(入会金・会費)

第9条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

第10条 入会金及び会費に関する事項は、別に定める「会費規定」によるものとし、会費は1ケ年まとめて前納するものとする。なお、納入済の会費などは、理由の如何を問わず返却しない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によって、その資格を失う。

- ① 退 会
- ② 死 亡
- ③ 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた者

(退 会)

第12条 会員が退会しようとする時は、書面で会長まで届出なければならない。退会届を受理した時点で退会したものとする。

第13条 会費を2ヶ月以上滞納したものは、自動的に退会したものとする。

(会員の権利)

第 14 条 会員の権利は、相続・譲渡することができない。

- ① 総会における議決権を有する。
- ② 機関紙の配布を受けることができる。
- ③ 本クラブが主催する事業に参加することが出来る。

(住所・氏名などの変更)

第 15 条 会員は、住所・氏名等に変更を生じた場合は 1 ヶ月以内に書面で庶務部長・会計部長を通じて会長まで届出なければならない。

(死 亡)

第 16 条 会員が死亡したときには、家族又は知人が出来るだけ速やかに会長まで連絡するものとする。

(葬 祭)

第 17 条 会員本人が死亡したときに限り、本クラブから弔電及び香典を出すものとする。

- ① 香典は 5,000 円とする。
- ② 葬儀に会長が参列する場合は、弔電は省略する。

第 4 章 役 員

(組織構成及び役員)

第 18 条 本クラブは次の役員を置く

会長（1 名）、副会長、及び、会計部、企画運営部、ネット部、広報編集部、技術一運用指導部、アワード部の各部長により構成する。

2. 役員は、必要に応じ、兼任できるものとする。
3. 各部長は、必要に応じ部員を委嘱することができる。
4. 各部長は、部員を委嘱した場合、または、委嘱を解く場合は会長に報告する。

第 19 条 役員は、別に定める「役員選出規定」により、選出する。

(役員の仕事)

第 20 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ③ 会長は、本クラブを代表し、本クラブの業務を統括する。
- ④ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠員の時はその職務を代行する。
- ⑤ 会計部長は、本クラブ会計に関する一切の業務を担当する。
- ⑥ 企画運営部長は、本クラブの事業全般について企画運営を行う。
- ⑦ ネット部長は、本クラブのロールコールに関する事項を担当する。なお、ロールコールが J A R L 主催のコンテストなどに重なって実施が困難のときは、前もって会員に通知を行い中止することが出来る。
- ⑧ アワード部長は、本クラブのアワードの作成・管理および発行を行う。
- ⑨ 広報編集部長は、本クラブの対外的な P R および本クラブの機関紙「YMA ニュース」の編集・発行を担当する。
- ⑩ 技術運用指導部長は、本クラブ員のアマチュア無線に関する技術の指導を行い、併せて本クラブ員に色々な運用方法や通信方法の助言を行い、また、アマチュア無線のマナーおよびモラルに関する事項を担当し、併せて本クラブ主催で地区研修会を行う。

(役員の仕事)

第 21 条 役員の仕事は 2 年とし、通常総会に於いて就任し、退任する。但し、再任を妨げない。

2. 補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 22 条 役員は、総会の承認を得て就任するものとする。

第5章 顧問・相談役・会計監査

(顧問・相談役)

第23条 本クラブに、顧問または相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会の討議を経て会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び相談役は本クラブの運営に関し、会長の諮問に応じて役員会の席上で意見を述べる事が出来る。但し、議決権を有しない。

(会計監査)

第24条 会計監査は、本クラブの会計及び財務の監査を担当する。

第6章 会 議

(会議の種別)

第25条 本クラブの会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

第26条 総会を分けて、通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年事業年度終了後、1ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 役員会が必要と認めたとき
 - ② 会員の3分の1以上から会議の目的とする事項及び理由を記載した書面をもって要求があったとき。

(総会の招集)

第27条 会長は、総会を招集するときは、会議の日から15日以前に日時・場所をクラブ機関誌及びロールコールなどで会員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第 28 条 総会に於いて決議する事項は、次のとおりとする。

- ① 事業報告及び決算報告（会計監査報告も含む）
- ② 事業計画及び予算
- ③ 役員承認
- ④ 規約及び規定の改正
- ⑤ 本規約第 2 3 条 3 項により会議の目的とされた事項
- ⑥ その他、必要な事項

(決議方法)

第 29 条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(議事録)

第 30 条 総会の議事録は、庶務がこれを担当する。

(役員会)

第 31 条 役員会は、役員のみで開催し、本クラブの事業の遂行に必要な事項を審議し決定する。召集は会長がこれを行う。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 32 条 本クラブの資産は、設立当初からの寄付財産・入会金・会費・その他からなる。

(資産の管理)

第 33 条 本クラブの資産管理は、役員会の決議を経て会長が行う。

(予算)

第 34 条 毎事業年度の予算は、前年度最終役員会に於いて作成し、通常総会に於いて承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本クラブの会計年度は、第 5 条に定める事業年度による。

第 8 章 表 彰

(表 彰)

第 36 条 各種表彰は別に定める「表彰規定」により表彰する。

2. 表彰は「表彰規定」の内規に基づき行う。

第 9 章 補 則

(規約の制定及び改廃)

第 37 条 本規約の施行に必要な規定を制定または改廃するときは、役員会の審議を経て通常総会で承認を受けなければならない。

2. 平成 2 年 4 月 22 日より施行する。
3. 平成 7 年 4 月 16 日 一部改訂
4. 平成 24 年 4 月 22 日 火部改訂
5. 平成 28 年 4 月 24 日 18 条、20 条一部改訂
6. 平成 29 年 4 月 23 日一部改訂

付 記 本クラブ員で、日本アマチュア無線連盟に加入していない者は、出来るだけこれに加入することが望ましい。

役員選出規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、日本アマチュア無線連盟上越クラブ規約（以下規約という）第19条により役員選出制度を規定し、選挙が公明かつ適正に行われることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、役員選考委員の選挙並びに役員の選出方法について適用する。

第2章 選挙管理委員

(選挙管理委員)

第3条 選挙管理委員は、役員選考委員の選出選挙に関する事務を担当する。

(業務)

第4条 選挙管理委員の業務は次のとおりとする。

- ① 告示に関する事務
- ② 投票、開票に関する管理及び事務
- ③ 選挙の結果に関する事務
- ④ その他選挙に関する事務

(構成)

第5条 選挙管理委員は、会員若干人で構成する。

2. 選挙管理委員はその時の役員以外の会員から選出し、会長がこれを委嘱する。

(その他事項)

第6条 選挙管理委員が役員選考委員に選出された時は、これを辞退することが出来る。

2. 選挙管理委員は役員選考委員の選出が終了した時点で解散する。

第3章 役員選考委員

(選出方法)

第7条 役員選考委員の選出選挙は次のように行う。

- ① 告示及び投票は選挙年の1月中に行う。
- ② 投票は、無記名投票とし、ハガキで行う。
- ③ 投票は、3名連記とする。
- ④ 投票はクラブ員の互選とする。

(選挙資格)

第8条 選挙権及び被選挙権とも、選挙を行う年度の1月1日現在のクラブ員が資格を有するものとする。

(当 選)

第9条 第7条の結果、上位9位までを当選とする。ただし、9人目に同数者がある場合はその全てを当選とする。

(構 成)

第10条 役員選考委員会は、前条で当選した者でこれを構成する。

(正副委員長)

第11条 前条で構成されたものの中から、正副委員長を互選する。

2. その時点のクラブの正副会長はこれに就任することが出来ない。

(業 務)

第 12 条 役員選考委員会は、選考委員の中からクラブ長をはじめ各役員を選出し決定する。なお、適任者が不在の場合は、委員長が一般会員より選定し委嘱する。

(解 散)

第 13 条 役員選考委員会は総会において新役員が承認された時点で解散する。

第 4 章 補 則

(規定の制定改廃)

第 14 条 本規定の施行に必要な細則を制定、または本規定を改廃する時は役員会で審議し、総会で承認を得なければならない。

付 則

本規定は平成 2 年 4 月 22 日から施行する。

本規定は平成 28 年 4 月 24 日 12 条改訂

会 費 規 定

(目 的)

第 1 条 この規定は、日本アマチュア無線連盟上越クラブ（以下クラブと称す）規約第 10 条の定めにより、当クラブの会費及び新規入会者の入会金の額を定める。

(種 別)

第 2 条 クラブの会員の会費及び新規入会者の入会金は、それぞれ次の区分によりその額を定めるものとする。

- ① 個人局 （個人が加入する一般加入者）
- ② 家族局 （個人局の家族であるもの）
- ③ 学生局 （18 歳未満で個人局の家族局でないもの）
- ④ 社団局 （グループ、団体または法人局の加入）

(会費及び入会金)

第 3 条 クラブの年間会費及び入会金は前条の区分に従い、次の表に掲げる額とする。

単位：円

種別	会費（年間）	入会金
個人局	3, 6 0 0	5 0 0
家族局	2, 1 0 0	5 0 0
学生局	2, 1 0 0	5 0 0
社団局	6, 0 0 0	5 0 0

2. 何らかの理由で退会し、その後 1 年以内に再入会する場合は、特別に入会金を免除する。
3. 金融機関を利用して会費を納入する場合、それに関わる手数料は納入者が負担するものとする。

(規定の制定及び改廃)

第4条 この規定に必要な細則を制定したり改廃するときは、役員会において決定する。

第5条 付 則

1. 昭和58年2月1日 制定
2. 昭和62年4月1日 第2条及び第3条改訂
3. 平成6年4月17日 第3条改訂
4. 平成9年4月13日 第3条改訂
5. 平成16年4月25日 第3条改訂

表 彰 規 定

(目 的)

第 1 条 この規定は日本アマチュア無線連盟上越クラブ（以下クラブと称す）が各種表彰を円滑に行うことを目的とする。

(対 象)

第 2 条 対象にする事由

- ① 永年在籍者
- ② ロールコール出席者
- ③ クラブ内コンテスト入賞者
- ④ その他

(永年在籍者)

第 3 条 クラブに入会して以降、連続して 5 年以上経過した者を対象に 5 年毎に表彰する。

(判 定)

第 4 条 第 3 条において何年目かの判定は、入会した月日から翌年 3 月 31 日までの期間をもって算出する。但し、1 年に満たない端数は切捨てる。

2. この規定が出来る以前からクラブ員であった者は次に到来する年度ごとに表彰する。

(ロールコール)

第 5 条 ロールコールに於いて、出席率が優秀なものを表彰する。

(コンテスト)

第 6 条 クラブ内コンテストで優秀な成績をおさめた者を表彰する。

(その他)

第7条 クラブで行う各種の行事（例 F o xハンティング等）で優秀な成績をおさめた者を表彰する。

また、クラブに対し、多大な功績があったと認められる者は、それを役員会で判定し表彰する。

(表 彰)

第8条 各表彰は、内規に基づき行う。

(改 廃)

第9条 この規約に必要な細則を制定したり、改廃するときは役員会において決定する。

(付 則)

第10条

1. 昭和 58 年 2 月 1 日 制定
2. 平成 7 年 4 月 16 日 改訂
3. 平成 9 年 4 月 13 日 内規 1. 改訂
4. 平成 13 年 4 月 8 日 内規 1 改訂
5. 平成 16 年 4 月 25 日 内規 2 改訂

[表彰規定内規]

1. 永年継続会員の表彰は、以下のとおりとする。
 - ① 5年以上5年毎の在籍の節目に、機関誌に掲載する。
 - ② 20年以上の在籍会員には表彰状を贈る。

2. ロールコールでの成績優秀者については、以下のとおりとする。
 - ① 皆勤賞 無欠席の者 表彰状
 - ② 精勤賞 出席率が85%以上の者 機関誌に掲載するのみ

3. JARL本部及び地方本部主催の各種コンテストに参加し、地域クラブ対抗の得点に寄与した者については、表彰の対象とする。

4. クラブ内コンテストは、1～3位までが対象となる。

5. 上記以外の各種行事はその都度1～3位まで表彰する。